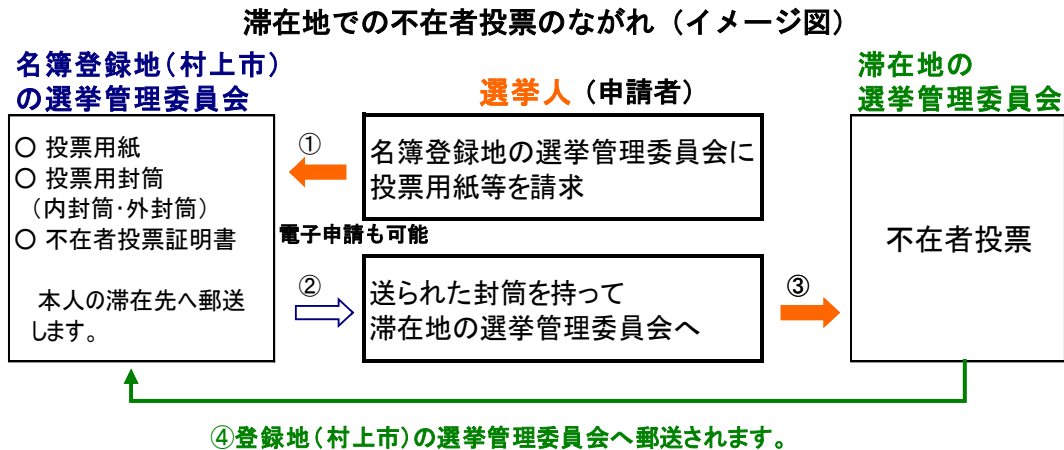


# 不在者投票制度について

## ○不在者投票制度とは？

仕事や旅行先などの滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票することができる制度です。



※5月31日（投票日）までに村上市へ届くよう早めの投票をしてください！

**○投票できる期間** 5月15日（金）～5月30日（土）

**○投票できる時間** 原則、午前8時30分から午後8時まで

**○投票できる場所** 最寄りの市区町村（選挙管理委員会）

## ○手続き

### （1）投票用紙・投票用封筒の請求

滞在地での不在者投票を希望される場合は、投票用紙等の請求が必要です。不在者投票請求書（兼宣誓書）（HPからダウンロード可能）を記入のうえ、村上市選挙管理委員会に提出してください。または、**村上市電子申請（不在者投票請求）によりスマホからも簡単に申請することができます。**

※詳しくは、次項をご覧ください

### （2）投票方法

滞在地に届いた「**開封厳禁**」と書かれた封筒は**開かずに**最寄りの選挙管理委員会へご持参ください。開封すると不在者投票ができないことがあります。

## ○注意点

不在者投票は郵便でのやり取りとなりますので、日数を考慮して**早めの行動をお願いします。**投票日当日までに村上市選挙管理委員会に到着しないと無効となります。

※請求され、投票用紙が到着した後に都合がつかずに不在者投票に行くことができなくなった場合は、お手数でも村上市選挙管理委員会までご連絡ください



手続き申込

検索機能: 手続き選択をする | メールアドレスの確認 | 内容を入力する | 申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

不在者投票請求 と入力

検索キーワード:   類義語検索を行う

利用者選択:  個人が利用できる手続き  法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する >

五十音で探す >

手続き一覧

村上電子申請システムQRコード（二次元）



マイナンバーカードをご用意ください。  
必要に応じてアプリをダウンロードすることがあります。

お問い合わせ・連絡先

村上選挙管理委員会  
TEL: 0254-53-2111 (内線 4221)  
FAX: 0254-52-4092  
E-mail: senkyo@city.murakami.lg.jp